

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	令和4年度 冷凍冷蔵設備保全 作業 (日本赤十字社中四国ブロック 血液センター・広島県赤十字血 液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月30日	天満冷凍機株式会社 広島県広島市西区中広町3丁目 25-19	14,080,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
2	第58回献血運動推進全国大会に 伴うオンライン御視察業務の委 託 (愛媛県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年6月1日	セーラー広告株式会社 愛媛県松山市北斎院町637番地 6	2,123,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
3	津山供給出張所照明器具LED化 更新工事 (岡山県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月1日	株式会社近藤組 岡山県津山市高野山西2225-2	2,365,000円	日本赤十字社会計規則第36条第5項 及び同規則施行細則第35条第1号に 該当するため。	
4	移動採血車発動発電機の整備 (香川県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月5日	株式会社ゼクセル販売四国 香川県高松市国分寺町福家 甲1268番18	2,026,750円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
5	1階採血準備室自動ドア化改造 工事 (広島県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月31日	株式会社大林組 広島支店 広島県広島市中区小町1-25	8,250,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
6	令和4年度 空調設備保全作業 (日本赤十字社中四国ブロック 血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月1日	株式会社三晃空調 中国支店 広島県広島市中区紙屋町1丁目 2番22号	63,250,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
7	献血者確保用記念品の購入に係 る契約 (日本赤十字社中四国ブロック 血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月11日	株式会社都屋 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁 目6-22	3,600,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
8	高圧受電設備更新工事 (島根県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年8月31日	島根電工株式会社 松江営業所 島根県松江市東本町5丁目63番 地	9,680,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
9	恒温振とう機の整備 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター・広島県赤十字血 液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年10月26日	株式会社プリス 東京都台東区台東2丁目11番6 号	9,548,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
10	血液保冷庫の整備 （鳥取県赤十字血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月9日	ティーエスアルフレッサ株式会 社 鳥取支店 鳥取県鳥取市千代水1丁目1番 地6	1,070,300円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
11	血小板振とう機の整備 （香川県赤十字血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月21日	四国医療器株式会社 香川県高松市錦町1丁目11-11	5,493,400円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
12	血小板細菌スクリーニング導入 に伴う保管機器増設に対する集 中温度監視センサー増設工事 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月27日	株式会社チノー 広島営業所 広島県広島市南区稻荷町4-1	4,214,716円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
13	血小板製剤への細菌スクリーニング導入に伴う機器整備 （日本赤十字社中四国ブロック血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年10月25日	株式会社大同工業所 大阪府東大阪市楠根1丁目6番 45号	22,800,800円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
14	血小板細菌スクリーニング機器 導入に伴う設備工事 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年10月17日	株式会社大林組 広島支店 広島県広島市中区小町1-25	7,260,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
15	血小板細菌スクリーニング導入 に伴う4階出荷管理室及び技術 研修室の改修工事設計業務 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月30日	株式会社梓設計 九州支社 福岡県福岡市中央区渡辺通5丁 目23番8号	2,546,500円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
16	正面玄関自動ドア化改造工事 （愛媛県赤十字血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年9月12日	三浦設備 愛媛県松山市和泉北4丁目5- 31	2,486,000円	日本赤十字社会計規則第36条第5項 及び同規則施行細則第35条第1号に 該当するため。	

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
17	非常用発電機増設にかかる設計 監理委託 （日本赤十字社中四国ブロック 血液センター）	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和4年10月26日	株式会社梓設計 九州支社 福岡県福岡市中央区渡辺通5丁 目23番8号	17,242,500円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	